

令和7年度 乳幼児及び児童・生徒インフルエンザ任意予防接種 について

新富町では、予防接種時に以下の対象年齢の方に、インフルエンザ予防接種費用の一部助成を行います。（この事業は、再編関連訓練移転等交付金事業を活用した「はつらつ健康基金」により実施。）

○対象年齢

生後6か月～高校3年生に相当する年齢

○接種期間

令和7年10月1日～令和8年1月31日

○接種費用の助成

1) 委託医療機関：医療機関での接種費用－助成額＝自己負担額

（委託医療機関については下記のQRコード参照）

2) 1) 以外の医療機関：接種前にいきいき健康課での申請が必要です。

接種後は助成金払い戻しのため、いきいき健康課での申請が必要です。（領収書が必要）



防衛省

（訓練移転等交付金事業）

対象年齢	ワクチンの種類	回数	間 隔	助成額
生後6か月～小学6年生	皮下	2回	2週～4週（4週が望ましい）	2,000円×2回
中学1年生～高校3年生相当の年齢		1回		2,000円
満2歳～高校3年生相当の年齢	経鼻	1回		2,000円

＜接種前の注意事項＞

○接種を希望される方は、事前に医療機関に必ず電話で予約をしてください。

○必ずお子さんの健康状態のよくわかる保護者等が連れて行ってください。

○接種の記録をしますので、「母子手帳」や「お薬手帳」を医療機関にご持参ください。

○接種前には、インフルエンザの説明書をよくお読みになり、接種をしてください。

○医療機関において予診票の記入があります。（予診票は各医療機関に置いてあります。）

○委託医療機関以外で接種される場合は、事前にいきいき健康課での申請が必要です。申請に来られた際に予診票をお渡しします。接種後は助成金額払い戻しのため、いきいき健康課で申請をお願いします。

＜申請に必要なもの＞①通帳 ②印鑑 ③領収書 ④母子手帳 ⑤予診票(写しでも可)

★任意接種は予防接種法の対象ではありません★

予防接種の効果、副反応について接種医とよく相談して接種してください。なお、任意接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の医薬品副作用被害救済制度等に基づく救済の対象となる場合があります。

＜お問い合わせ先＞新富町役場 いきいき健康課 保健相談センター（電話 0983-33-6059）